

嵐 山 町 総 合 評 価 方 式 活 用 ガ イ ド ラ イ ン

嵐山町 総務課

令和7年9月

目 次

1	総合評価方式の概要・意義等	1
(1)	総合評価方式の概要・意義	1
(2)	ガイドラインの位置付け	1
2	総合評価方式の実施方針	4
(1)	総合評価方式の対象	4
(2)	総合評価方式の実施工事選定基準	4
3	総合評価方式の体系	5
(1)	簡易型	5
ア	評価項目選択型	5
4	標準的な実施手順	5
(1)	総合評価方式の採点方法	5
(2)	総合評価方式の実施フロー	6
5	評価項目・配点等	7
(1)	評価項目一覧表	7
(2)	評価項目・配点等に係る注意事項	8
ア	評価項目	8
イ	配点	8
ウ	その他	8
(3)	評価項目	9
ア	企業の技術能力	9
(ア)	工事成績評価	9
(イ)	施工実績	10
イ	企業の社会的貢献度	11
(ア)	災害防止活動等の協定	11
(イ)	災害防止活動等の実績	12
ウ	配置予定技術者の技術能力	14
(ア)	工事成績評価	14
(イ)	施工経験	16
カ	企業倫理や信頼性等(減点項目)	18
(ア)～(ウ)	入札契約に関する不当な強要行為ほか	18

キ 企業の技術能力 -----	20
(ウ) 優秀工事表彰 -----	20
(エ) ISO9001の取得 -----	21
ク 配置予定技術者の技術能力 -----	22
(エ) 保有する資格 -----	22
(オ) 優秀技術者表彰 -----	23
ケ 企業の地域精通度 -----	23
(ア) 地理的条件 -----	23
コ 企業の社会的貢献度 -----	24
(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修） -----	24
(イ) 除雪契約実績 -----	25
(ウ) 障害者雇用 -----	26
(エ) CO2削減対策 -----	27
サ 担い手確保・育成に関する取組 -----	28
(ア) インターンシップ等の受入れ実績 -----	28
(イ) 誰もが働きやすい企業 -----	29
ス その他 -----	30
(ア) 町内下請の選定 -----	30
(イ) 建設資材県産品の選定 -----	30
6 提出を求める技術資料の内容の明示 -----	31
7 技術評価 -----	32
(1) 技術資料の記載事項の確認 -----	32
(2) 評価値の算出 -----	32
ア 評価値の計算方法 -----	32
イ 加算点又は技術評価点の算出 -----	33
ウ 不適正な事項に対する措置 -----	33
エ 評価値の決定 -----	34
8 落札候補者の決定方法等 -----	35
(1) 落札候補者の決定 -----	35
(2) 評価値の最も高い者が2人以上ある場合 -----	36
(3) 配置予定技術者の配置不可通知 -----	37
(4) 落札者の決定 -----	38

9	履行確認	39
10	ペナルティの設定	40
	(1) 技術資料の内容の不履行	40
	(2) 技術資料の虚偽記載	40
11	中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）	41
12	総合評価方式に係る公表等	42
	(1) 技術提案に関する機密の保持	42
	(2) 情報提供	42
	ア 入札前	42
	イ 落札者決定後	42
13	その他	43
14	様式	43

※5 評価項目・配点等（3）評価項目の目次については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.20の様式と併せるための表記となっています。

1 総合評価方式の概要・意義等

(1) 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）」が平成17年4月1日に施行された（令和6年6月19日改正）。この法律では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

平成26年6月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保、建設機械の保有、さらに災害時における工事の実施体制の確保がうたわれ、これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮することが必要となっている。令和元年6月の品確法改正では、災害時の緊急対応の強化充実、働き方改革への対応や生産性向上への取り組みなどが公共工事の受注者と発注者の基本的な責務とされた。

また、令和6年6月の品確法改正では、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、喫緊の課題である担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術の活用等による生産性向上など課題の解消に取り組む必要があるとされた。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果、総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の町民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

(2) ガイドラインの位置付け

嵐山町総合評価方式活用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）は、町が施行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたものである。

なお、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札説明書等に定めるものとする。

【用語の定義】

総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が嵐山町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式。

県・町

ガイドラインにおいては、県とは埼玉県、町とは嵐山町のこと。

県機関等

県、公益社団法人埼玉県農林公社、埼玉県土地開発公社及び埼玉県住宅供給公社のこと。

公共工事

次のいずれかが発注する工事。

- (1) 国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む）
- (2) 地方公共団体
- (3) 県機関等

建築工事等

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する建築関係工事のこと。

配置予定技術者

当該工事現場の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置を予定する者で、工場製作を含む工事の工場製作を管理する技術者を除く。

配置技術者

配置予定技術者として技術資料に記載した者から、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置された者。

業種（29業種）

建設業法に定められた、建設業許可の区分

29業種：土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、
タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、
ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、
さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

町発注工事

町の発注工事とする。

本店又は主たる営業所

「嵐山町競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録された本店又は主たる営業所のこと。

ただし、ス（ア）町内下請けの選定の選定に係る下請負人にあつては、建設業法許可の本店又は主たる営業所のこと。

閉庁日

「嵐山町の休日定める条例」に基づく町の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日）のこと。

建設資材県産品

埼玉県ホームページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensanhin-touroku-tyuui.html>) 参照

町内企業

町内に本店又は主たる営業所を有する企業。

入札参加者

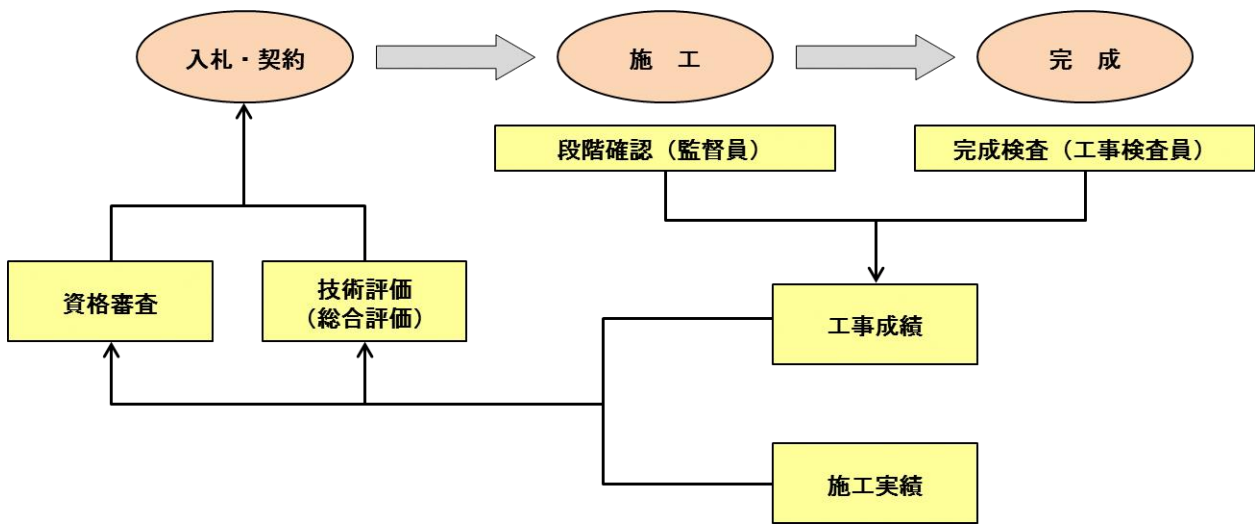
入札公告に記載されている「入札に参加する者に必要な資格」を満たした上で当該入札に参加する者

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつながる「良い循環」が生まれる効果がある。

そこで、いかにこの良い循環を維持することができるかが、総合評価方式の運用に当たり重要である。



工事の品質を表す指標として、工事成績評価がある。

各都道府県における総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かる。

このような状況を鑑み、全ての工事の中から総合評価方式としてふさわしい工事において適用することとした。

(1) 総合評価方式の対象

原則として、一般競争入札で実施する工事から選定する。

(2) 総合評価方式の実施工事選定基準

総合評価方式を実施する工事は、品確法の趣旨を踏まえ総合評価方式にふさわしい工事に対して活用するものとする。

なお、工事目的物そのものや、工事実施段階における工事の効率性、安全性、環境への配慮等について、高いレベルが求められる大型工事においては、積極的に総合評価方式を活用し、技術提案を求めるものとする。

また、町発注工事全体において「良い循環」が生まれるよう、工事の発注ランク（規模）にかかわらず、万遍なく総合評価方式を実施するものとする。

3 総合評価方式の体系

総合評価方式の体系は、『簡易型 — 評価項目選択型』とする。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工事成績評定や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を評価する型

ア 評価項目選択型

必要な評価項目を選択できる簡易な型

4 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

総合評価方式における採点方法は、以下のとおりとする。

ア 発注者採点方式

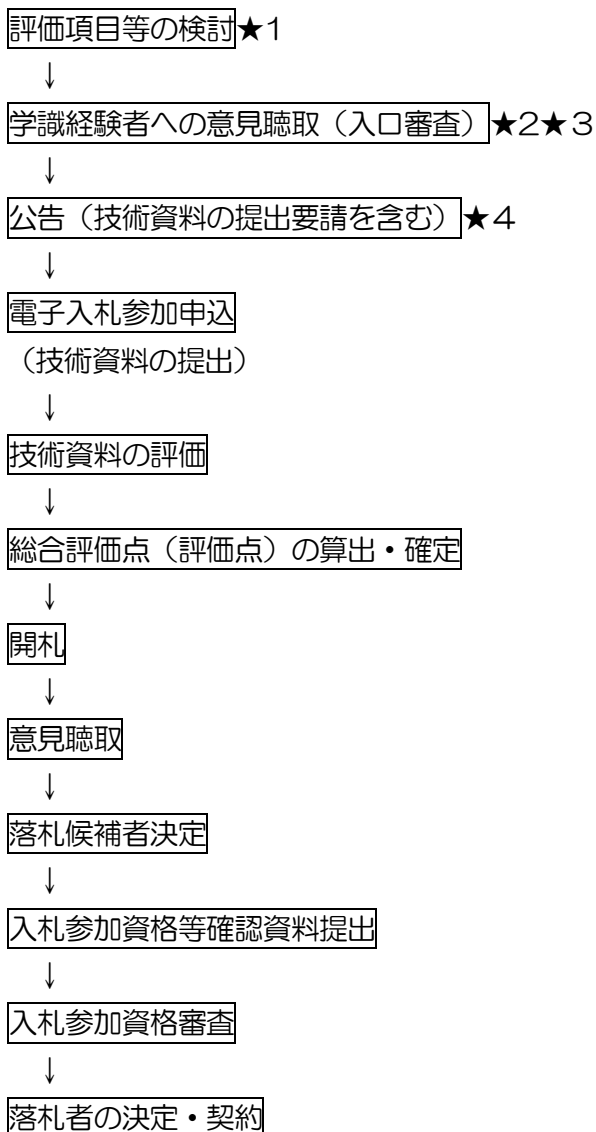
開札前に、すべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する。なお、評価値の計算方法は加算方式とする。

イ 自己採点方式

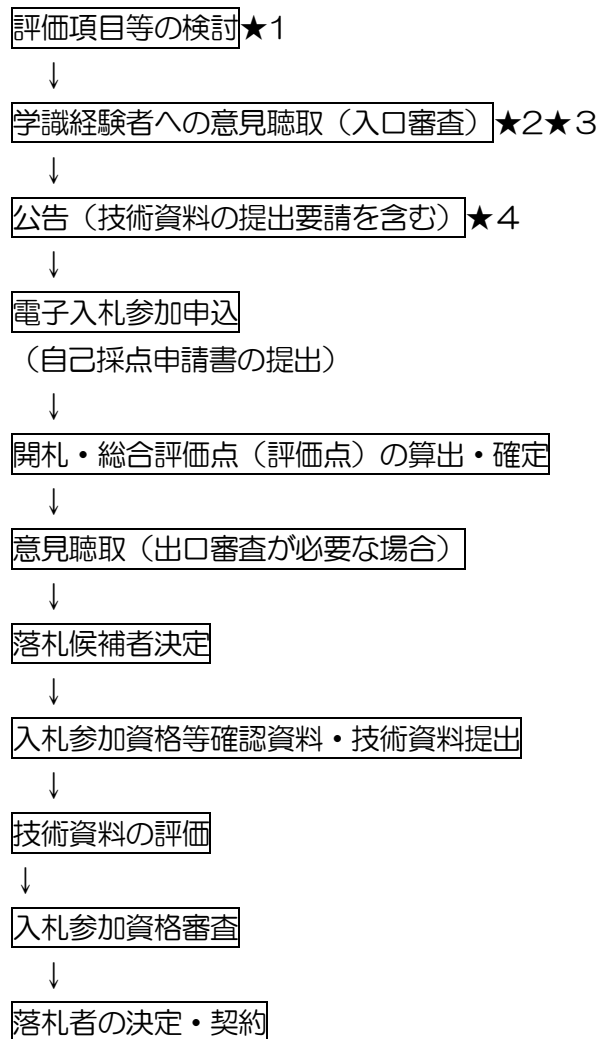
開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、自己採点結果と開札結果による評価値で決定した落札候補者のみに技術資料を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。

(2) 総合評価方式の実施フロー

ア 発注者採点方式



イ 自己採点方式



- ★1 総合評価方式による工事及び評価方法・評価項目・配点案を作成する
- ★2 落札者決定基準、出口審査の必要性（簡易型及び対象者が1者の場合は原則省略してよい等）について、学識経験者からの意見聴取を行う。
- ★3 嵐山町請負業者等審査選定委員会を開催し、審査を行う。
- ★3 公告文に総合評価方式に係る入札説明書を添付する。

● 入札に必要な資料の提出期間等

- ・ ア 発注者採点方式 による、技術資料の提出期間は公告日から5日程度とし、評価期間は5日以上とする
- ・ イ 自己採点方式 による、自己採点申請書は入札金額見積内訳書と一緒に提出するものとする
- ・ その他入札に必要な資料の提出期間等については、入札公告、嵐山町事後審査型一般競争入札試行要綱、嵐山町建設工事低入札価格調査制度試行要綱等による

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目一覧表

評価項目及び配点等については、以下の一覧表を標準とする。

評価項目			配点	簡易型
種別	大項目	小項目		評価項目 選択型
必須評価項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎※1
		(イ) 施工実績	1	
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1	◎
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	◎※2
	ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎※1
		(イ) 施工経験	1	
	カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	-1 ～ -6	◎
		(イ) 総合評価の不履行	-1	◎
		(ウ) カ(ア) カ(イ) に該当しない入札参加停止措置	-1	◎
選択評価項目	キ 企業の技術能力	(ウ) 優秀工事表彰	1.5	○
		(エ) ISO9001 の取得	1	○
	ク 配置予定技術者の技術能力	(エ) 保有する資格	1	○
		(オ) 優秀技術者表彰	1	○
	ケ 企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	2	○
	コ 企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績(施設管理への協力活動・研修)	1.5	○
		(イ) 除雪契約実績	1	○
		(ウ) 障害者雇用	1	○
		(エ) CO2 削減対策	1	○
	サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	1	○
		(イ) 誰もが働きやすい企業	1	○
	ス その他	(ア) 町内下請の選定	1	○
(イ) 建設資材県産品の選定		1	○	
必須評価項目の合計点数の最大値（選択評価項目を除く）			－	5.0

◎ … 必ず設定する評価項目

※1 … (ア) (イ) どちらかを選択する

○ … 選択できる評価項目

※2 … 建築工事等には原則使用しない

(2) 評価項目・配点等に係る注意事項

ア 評価項目

それぞれに示す必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目の中から原則1つ以上の評価項目を選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差が生じない評価項目（一般競争入札等で入札参加条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な評価項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

イ 配点

配点は、P7「(1) 評価項目一覧表」に記載されている配点を標準とする。

なお、20.0 点を上限値とする。

ただし、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に十分に留意し、得られる価値が必要以上に高くないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

ウ その他

- ① 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとする。なお、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。
- ② JV（経常・特定）における取扱いについては、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.20（以下、「県ガイドライン」という）「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとする。

(3) 評価項目

ア 企業の技術能力

ア(ア) 工事成績評価

評価項目	評価基準	配点※3	得点
(ア) 工事成績 評価※1	県発注工事の過去2年度間※2の平均点が82点以上。	2.0	/2.0
	県発注工事の過去2年度間※2の平均点が80点以上82点未満。	1.5	
	県発注工事の過去2年度間※2の平均点が78点以上80点未満。	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	
提出資料	1 様式ア (ア) 注1) 自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評価等一覧」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html) 注2) 評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注3) JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」 別表【補則】のとおりとします。 注4) 工事成績評価の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。		
	2 添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など） ② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評価等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評価結果について（通知）」等の写し。		

※1 当該工事の発注業種(29業種)と同業種の過去の県発注工事の成績評価を原則対象とする。

ただし、発注者は「複数の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。

※2 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

なお、発注者は工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

ア（イ）施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工実績	過去15年度間*1に県内*2において類似*3の公共工事の施工実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出資料	1 様式ア（イ） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注4）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① コリンス竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ） 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。 ② コリンスだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンス竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。 ⑤ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。		

※1 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象。発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※2 特殊工事等においては、県内の条件を省くことができる。

※3 類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しない。「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準		配点	得点
(ア) 災害防止活動等の協定※1	嵐山町と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	嵐山町内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0	/1.0
		上記以外。	0.5	
	上記に該当しない。		0	
提出資料	1 様式イ（ア） 注1）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は県、他市町村との協定（協力体制）は評価対象としません。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。			
	2 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。 注1）上記証明書以外は加点の対象としません。 注2）証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを追加添付してください。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し。			

※1 災害防止活動の協定については、嵐山町との協定のみ評価する。

イ（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準※3	配点	得点
(イ) 災害防止活動等の実績※1	過去2年度間※2に嵐山町の求めにより災害防止活動等を行った。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出資料	1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。 注2）評価対象となる災害防止活動等は、【補則】災害防止活動等一覧のとおり。 注3）国又は県及び他市町村の求めによる活動実績は評価しません。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① 災害防止活動等の要請機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し 注1）認定書の様式を「入札情報公開システム」の「発注図書」からダウンロードし、施設管理者に証明を依頼してください。		

※1 活動日が2年度間に跨る場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

※2 「過去2年間」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

【補 則】

○災害防止活動等一覧

災害防止活動等の内容
・ 地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動 ・ 落石・土砂崩れへの対応 ・ 倒木への対応 ・ 道路などの陥没における緊急対応 ・ 道路照明灯などの灯具落下、支柱の傾き・転倒への対応 ・ 道路標識などの標識板の落下、支柱の傾き・転倒への対応 ・ 交通事故の後処理対応 ・ 閉庁日及び夜間の緊急時対応 ・ 河川等における油流出事故、水質異常事故への対応 ・ 河川管理施設の崩壊などの緊急対応 ・ 鳥インフルエンザ・豚熱・口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応 ・ 上下水管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応 ・ 上下水管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応 ・ 流入・放流水質異常事故への緊急対応 ・ 町の土木・建築施設、設備に係る事故への緊急対応

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評価※1、※2	県発注工事の過去2年度間※3 の平均点が82 点以上。	2.0	/2.0
	県発注工事の過去2年度間※3 の平均点が80 点以上 82 点未満。	1.5	
	県発注工事の過去2年度間※3 の平均点が78 点以上 80 点未満。	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	
提出書類	1 様式ウ（ア） 注1）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注2）配置予定技術者が全ての業種（29 業種）において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。 注3）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事 注4）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注5）工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。 注6）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注7）自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)		
	2 添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など） ② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等の写し。 ③ 現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリンズ竣工登録」の写し（契約データ、工事データ、技術者データ）及び「竣工時の工事工程表」の写し。		

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として、工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

※2 過去に従事した、全ての業種（29業種）の県発注工事の成績評価を対象とする。ただし、発注者は当該工事が成績評価を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。

※3 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数について

配置予定技術者は、3名まで候補者を挙げることができる。

配置予定技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「配置予定技術者の技術能力」に係る技術資料を作成すること。

この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○配置予定技術者の配置不可

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、当該工事に配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」により配置予定技術者の配置ができなくなった旨を通知することができる。詳細はP 37、「配置予定技術者の配置不可通知」の項目を参照のこと。

○配置技術者について

受注者は、配置予定技術者として技術資料に記載した者を、契約後、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。

なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

○配置技術者の途中交代について

配置技術者の途中交代は、原則認めない。

ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合
- ② その他

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

受注者は、配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し承諾を得るものとする。

また、必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで、配置予定技術者を選任するものとする。

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価する。

ウ（イ）施工経験

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工経験※ ¹	過去15年度間※ ² に類似※ ³ の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式ウ（イ） 注1）代表的な経験を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注4）配置予定技術者が工事完成時点に従事していた実績を記入してください。 注5）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注6）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事。 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事。 注7）配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象となります。ただし施工経験については、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としません。		

	2 添付資料 ① コリンプ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術者データ、技術データ）。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）、技術者（主任技術者・監理技術者・現場代理人の区分、名前、従事期間）が確認できる部分を添付してください。 注2）現場代理人として従事した工事で全工期を確認できない場合については、「提出資料 1. 様式 ウ（イ）の注6）」を確認するため、コリンズの写しのほか、「竣工時の工事工程表の写し」を添付してください。 ② コリンプだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンプ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評価結果について（通知）」）及び配置予定技術者の従事実績を確認できる書類（発注者による証明書）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等を添付してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが、確認できる書類を併せて提出してください。 ④ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）（特定建設工事共同企業体協定書など）
--	---

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

なお、JV（特定・経常）工事における実績は、その他の構成員の場合も評価対象とする。

※2 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※3 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数、配置不可について

「ウ（ア）工事成績評価」の補則を準用する。

○配置技術者の配置、途中交代について

「ウ（ア）工事成績評価」の補則を準用する。

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

ただし、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としない。

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）～（ウ）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等 ※1, ※2, ※3, ※4	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」又は「嵐山町の契約に係る入札参加停止等の措置に関する規程」に基づく入札参加停止措置を受けた。※4	-1.0 ～ -6.0
	上記に該当しない。	0
提出書類	1 様式カ（ア）	
	2 添付資料 なし	
(イ) 総合評価の不履行 ※1, ※2, ※3, ※7	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による県又は嵐山町発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0
	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による県又は嵐山町発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由※7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5
	上記に該当しない。	0
提出書類	1 様式カ（イ）	
	2 添付資料 なし	
(ウ) カ（ア）カ（イ）に該当しない入札参加停止措置 ※1, ※2, ※3, ※8	カ（ア）カ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」又は「嵐山町の契約に係る入札参加停止等の措置に関する規程」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
提出書類	1 様式カ（ウ）	
	2 添付資料 なし	

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。

※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

※4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことを言う。

（A）入札契約に関する不当な強要行為

（B）過積載による法令違反

（C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反

（D）不正軽油の使用による法令違反

（E）死亡事故

（F）「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」又は「嵐山町の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外

- ※5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については*4の（A）～（F）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点する。（最大：-6.0 点）なお、（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
- *6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとしてした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。
- *7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P15「配置技術者の途中交代について」を参照。
- *8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

キ 企業の技術能力

キ（ウ）優秀工事表彰

評価項目	評価基準	配点※2	得点※2
(ウ) 優秀工事表彰	過去 3 年度間※1 に当該工事と同じ部門※2 で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。 注1）知事名で表彰されているものです。	1.5	/1.5
	過去 3 年度間に当該工事と同じ部門※2 で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰 注1）事務所長名等で表彰されているものです。	1.0	
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式キ（ウ） 注1）評価対象年度は受賞年度です。 注2）表彰の対象部門は土木、建築、設備の3部門です。発注部局は問わずに、評価基準に記載された「同じ分野」の表彰を評価します。 注3）表彰状況は県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html) 注4）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① ホームページに記載がない場合は、表彰状の写し。 ② JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）		

※1 「過去3年間」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

※2 発注者が当該工事と同じ部門を指定する。部門には、土木、建築、設備の3つがある。

キ（工）ISO9001の取得

評価項目	評価基準	配点	得点
(工) ISO9001 の取得※1	ISO9001を取得している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式キ（工） 注1）入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得している場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① 認証登録証の写し（有効期限内にあるもの） ② 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（①の書類で確認できない場合添付すること）		

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（エ）保有する資格

評価項目	評価基準	配点	得点
(工) 保有する資格※ ¹	1 級●●施工管理技士※ ² 、1 級建築士※ ² 、技術士（●●部門）※ ² 又は専門資格●●●※ ³ のいずれかを保有している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式ク（工） 注1）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る 注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 （有効期限のない資格の場合） 「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、 指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 （有効期限のある資格の場合） 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。		

※1 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。

※2 建設業法により、当該工事の発注業種（29業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

ク（オ）優秀技術者表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ) 優秀技術者表彰	過去 5 年度間に・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰、埼玉県農林部 優秀現場代理人等表彰、埼玉県企業局優秀施工業者等表彰のいずれかの表彰を 受けたことがある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式ク（オ） 注 1）評価対象年度は受賞年度です。発注部局を問わず表彰者を評価します。表彰状況は県建設 管理課の総合評価方式トップページ「技術資料作成に関するデータ」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html) 注 2）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・ 配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注 3）過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。		
	2 添付資料 ホームページに記載がない場合は、表彰状の写し。		

※1 「過去5年間」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

ケ 企業の地域精通度

ケ（ア）地理的条件

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地理的条件	本店又は主たる営業所の所在地が嵐山町内である。	2.0	/2.0
	本店又は主たる営業所の所在地が東松山県土管内の市町村である。	1.0	
	上記に該当しない。	0	
提出書類	なし 注 1）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る 注意事項」別表【補則】のとおりとします		

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）

評価項目	評価基準※ 1	配点	得点
(ア) 企業の社会的貢献の実績 (施設管理への協力活動・研修)	過去2年度間に施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。	1.5	/1.5
	過去2年度間に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。	1.0	
	過去1年度間に「県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	
提出資料(施設管理への協力活動)	1 様式コ(ア) 注1) 施設管理への協力活動とは、県又は嵐山町、嵐山町内にある国の施設の管理に関して、次の①～⑤全てを満たすものをいいます。 ①施設管理者の了解(協定書、認定書等)を得た活動 ②企業(入札参加者)単独又は企業(入札参加者)を含む団体の活動 ③道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動 ④施設管理者が主催する活動への参加ではない ⑤イベント等への参加ではない 注2) 注1の施設とは、道路、河川、公園、下水道、山林、学校、その他の管理施設に分類されます。 これら施設のうち、異なる2つ以上の分類においてボランティア活動の実績がある場合には、「2施設以上」として評価します。 注3) 評価は、町又は県機関等の施設管理者が交付する「施設管理への協力活動実績証明書」等により実施を確認できるものにより評価します。 注4) 企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とします。 注5) 注1以外の国又は他市町村が管理する施設における活動実績は評価対象としません。 注6) JV(経常・特定)の評価対象者は、県ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 町又は県機関等の施設管理者が証明した「ボランティア活動実績証明書」の写し。 注1) 証明書の様式を「入札情報公開システム」の「発注図書」からダウンロードし、施設管理者に証明を依頼してください。		
提出資料(研修)	1 様式コ(ア) 注1) 対象となる研修は県建設管理課のホームページで確認できます。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-kenshu.html) 注2) 評価は、受講者が受講時に所属していた会社に対して行います。 注3) JV(経常・特定)の評価対象者は、県ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 該当する研修の受講証明書又は研修受講確認書の写し		

※1 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（イ）除雪契約実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 除雪契約実績	過去 2 年度間に町との除雪契約実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式コ（イ） 注 1）除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る。）を評価対象とします。（契約実績であり、実際の施工実績は問わない） 注 2）国、県、他市町村での実績は評価しません。 注 3）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 なし		

コ（ウ）障害者雇用

評価項目	評価基準※2	配点	得点
(ウ) 障害者雇用※1	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に 1 ポイントを加えた率で障害者を雇用している。	1.0	/1.0
	法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式コ（ウ） 注1）該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2）入札公告日直前の状況を記載してください。 注3）評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。 ① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5%以上の障害者（常用労働者）を雇用している。 ② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障害者（常用労働者）を雇用している。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注5）法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が40人以上の事業主です。 2 添付資料 ① 法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5%以上で障害者（常用労働者）を雇用している事業主の場合。 ・入札公告日時点の直前の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 ・電子申請による提出をした場合は、事業主控え及び提出したことがわかるもの（到達確認画面の写し又は状況確認画面の写し）。 ② 法定雇用義務のない事業主が、障害者（常用労働者）を雇用している場合。 「様式コ（ウ）」の下段に記入してください。		

※1 入札公告日直前において、障害者を雇用（常用雇用）しているものとする。

※2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（エ）CO2削減対策

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) CO2削減対策※1	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「ISO14001」 ・「エコアクション21認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式コ（エ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けている場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）エコアクション21 認証・登録制度については、（一財）持続性推進機構ホームページを参照してください。 (https://ea21.jp/) 注4）埼玉県エコアップ認証制度については、県環境部温暖化対策課ホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html)		
	2 添付資料 ・ISO14001：認証登録証（附属書等を含む）の写し（有効期限内にあるもの） ・エコアクション21：認証登録証（附属書等を含む）の写し ・埼玉県エコアップ：県環境部温暖化対策課ホームページに記載がない場合、「埼玉県エコアップ認証書」の写し		

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価する。

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去3年度間に、連続した3日以上の内ターンシップの受入れ実績がある。	1.0	/1.0
	過去3年度間に、短期（3日未満）の内ターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式サ（ア） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）以下の①～③の全ての条件を満たす実績を評価対象とします。 ① 下記の学生・生徒を対象としたインターンシップであること。 大学（大学院、短期大学を含む）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部） ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。 また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は評価しません。 ② 学校が証明する「インターンシップ等の受入れ実績証明書」により実績が確認できるもの。 学校が証明できない場合については、学生を受入れた企業が作成する証明書類（インターンシップ状況が確認できるもの）に代えることができるものとする。 ③ 県内企業（県内に本店又は主たる営業所を有する企業）が受け入れた実績であること。 現場見学会の受け入れ実績は、上記①～③のすべての条件を満たし、学校と企業との協議のうえ実施されたものを評価対象とします。 注3）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 学校が証明した「インターンシップの受入れ実績証明書」の写し。 証明書の様式を「入札情報公開システム」の「発注図書」からダウンロードし、学校に証明を依頼してください。 注）学校が証明できない場合は、学生を受け入れた企業が作成する証明書類の様式（「入札情報公開システム」の「発注図書」に掲載）にインターンシップ実施状況写真や学生の自筆サインなど必要事項を記載したもの。		

サ（イ）誰もが働きやすい企業

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 誰もが働きやすい企業※ ¹	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定※ ¹ ※ ² を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」※ ¹ ※ ³ に登録している。	1.0	/1.0
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定※ ¹ ※ ² を受けている。	0.5	
	埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」※ ¹ ※ ³ に登録している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式サ（イ） 注1）JV（経常・特定）の評価対象者は、県ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。（有効期限内にあるもの）		

※1 入札公告日時点において、入札参加者が認定又は登録を受けている場合に評価する。

※2 「多様な働き方実践企業」の認定は、令和6年度までの「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」及び令和7年度からの「プライム企業」「多様な働き方実践企業」の全てを含む。

※3 「アライチャレンジ企業登録制度」は、埼玉県が行う、性的マイノリティ（LGBT 等）の方の働きやすい環境づくりの指標を示し、県内企業の取組状況を見える化する取組である。

【補 則】

○「多様な働き方実践企業」について

県では、仕事の子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により男女が共にいきいきと働き続けられる環境づくりに取り組んでいる。該当する認定基準の数により、「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の3つの認定区分がある。なお、認定を受けている企業で男性の働き方見直しに取り組む企業はプラス評価となる。（令和6年度（令和7年3月31日認定分）まで）

令和7年度から「プライム企業」と「多様な働き方実践企業」の認定区分となる。

詳細は、県多様な働き方推進課「多様な働き方実践企業認定制度について」ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html>)

○「アライチャレンジ企業登録制度」について

環境づくりの指標は8項目40指標からなり、登録については、「指標のうち1以上の指標に該当すること」などの要件がある。

詳細は、県人権・男女共同参画課LGBTQ 担当「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」ホームページを参照のこと。(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/ally-challenge-kigyous.html>)

ス その他

ス（ア）町内下請の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 町内 下請の選定	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を嵐山町内企業から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が嵐山町内であり、すべて自社で施工する。	1.0	/1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0	
提出書類	1 様式ス（ア） 注1）下請負人とは、受注業者との直接契約のある 1 次下請人であり、2 次下請以降は、評価の対象としません。 注2）「嵐山町内企業」とは、嵐山町内に本店又は主たる営業所を有する企業とします。		
	2 添付資料 なし		

ス（イ）建設資材県産品の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 建設資材 県産品の選定 ※1、※2	主要な資材を県産資材から選定する。 注1）県産資材とは、埼玉県内に本店（本社）又は工場を有する会社の製造*による建設資材等とします。 *具体的には次の（1）又は（2）のいずれかを満たすものをいいます。 （1）埼玉県内に本店（本社）が所在し、その会社の直営工場（県外工場でも可）により製造されたもの。 （2）埼玉県内に本店（本社）は所在しなくても、埼玉県内の直営工場（県外工場は不可）で製造されたもの。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	
提出書類	1 様式ス（イ）		
	2 添付資料 なし		

※1 使用資材品目が多い工事など必要に応じ、建設資材県産品を選定する割合を設定することができる。

※2 県内で1社しか製造していない資材は原則として指定しない。指定する必要がある場合は、使用数量の割合設定等を行うことができる。

6 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。

【補 則】

入札説明書に明示すべき事項の例

- 工事の概要
- 総合評価方式の型
- 採点方式
- 総合評価に関する事項
 - ・ 評価値の算出方法
 - ・ 見なし評価
 - ・ 1 / 3失格基準
 - ・ 評価の方法
 - ・ 不適正な事項に対する措置について
 - ・ 落札者（落札候補者）の決定方法
 - ・ 配置予定技術者の配置不可通知
 - ・ 技術資料の内容の不履行について
 - ・ 技術資料の虚偽記載について
 - ・ 不服の申出について
- 技術資料等の提出
- ヒアリング
- 落札者の決定通知
- 評価状況に関する情報提供
- 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
- 実施上の留意事項
- 評価基準及び提出資料
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 提出資料
 - ・ 配点

など

※ 採点方式により必要な事項を記載する。

※ 案件ごとの入札説明書を確認し入札に参加すること。

7 技術評価

(1) 技術資料の記載事項の確認

入札参加者から提出された評価項目ごとに定められた様式に記載された内容を添付資料及び各種データにより確認する。

【補 則】

- 技術資料提出後の入札参加者からの申し出による修正
技術資料提出後の技術資料の修正や追加提出は、認めない。

(2) 評価値の算出

ア 評価値の計算方法

評価値の計算方法については、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格 (単位: 億円)}}$$

- ・技術評価点：標準点に加算点を加えたもの
- ・標準点：原則として 100,000 点
- ・加算点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差がついた値とする。小数点第 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・入札価格は税抜きとする。

(イ) 加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100,000 - \text{技術評価点の満点}) - 100,000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・技術評価点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値の満点：100,000 点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点＝100,000 点－技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差がついた値とする。小数点第 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとする。

【補 則】

○評価値の表示

＜除算方式＞

技術評価点を入札価格（単位：億円）で除して、評価値を算出する。評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差がついた値とする。小数点第4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

例：A社 技術評価点＝110点、入札価格＝1.00億円

B社 技術評価点＝105点、入札価格＝1.10億円

C社 技術評価点＝115点、入札価格＝1.05億円

のとき、評価値は以下のように表示する。

A社 評価値＝ $110 / 1.00 = 110.0000$ →「評価値＝110.000」 落札

B社 評価値＝ $105 / 1.10 = 95.4545$ →「評価値＝ 95.455」

C社 評価値＝ $115 / 1.05 = 109.5238$ →「評価値＝109.524」

＜加算方式＞

評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差がついた値とする。小数点第4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

イ 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とし、以下の①から③のとおりとする。

- ① 加算点又は技術評価点の上限値は、「5 評価項目・配点等 （2） 評価項目・配点等に係る注意事項 イ 配点」のとおりとする。
- ② 配点の満点が上限値以下の場合は、補正しない。
- ③ 配点の満点が上限値を超える場合は、補正する。なお、補正に当たっての留意事項は以下のとおりとする。
 - ・「カ 企業倫理や信頼性等」の項目は補正しない。

ウ 不適正な事項に対する措置

- （ア） 加算点（技術評価点）が0点もしくはマイナスとなった者は、失格とする。
- （イ） 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- （ウ） 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。
- （エ） 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

エ 評価値の決定

上記ア～ウにより評価値を算出するに当たり、「見なし評価」の適用を原則とする。

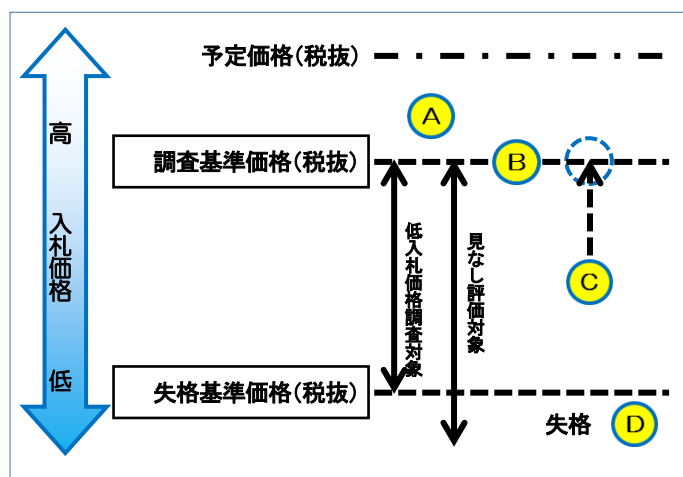
入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する。ただし、契約は入札価格とする。また、「1/3 失格基準」を適用する場合は、該当する者を失格とする。

【補 則】

○見なし評価とは

評価値の算出に当たり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なし計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

○見なし評価概念図



C：入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合に、入札価格を調査基準価格（税抜）として評価値を算定する。

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。

D：失格基準価格（税抜）を下回った入札は失格とする。

○見なし評価の取りやめ

入札参加条件として入札参加者の本店又は主たる営業所の地域要件を設定しない工事については、見なし評価を取りやめることができる。

○「1/3失格基準」とは

技術評価に関し、以下の①、②両方に該当する者は失格とする。

① 技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効入札参加者の1/3以下。

※有効入札参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正な事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

② 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1/3以下。

なお、有効入札参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

○「1/3失格基準」の適用について

	簡易型（自己採点方式）	簡易型（発注者採点方式）
「見なし評価」適用する場合	「1/3失格基準」適用しない	「1/3失格基準」適用しない
「見なし評価」適用しない場合		「1/3失格基準」適用する※

※発注者の判断により「1/3失格基準」を適用しないこともできる。

8 落札候補者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、嵐山町建設工事低入札価格調査制度試行要領（以下「低入札価格調査制度試行要領」という）及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者としない。

【補 則】

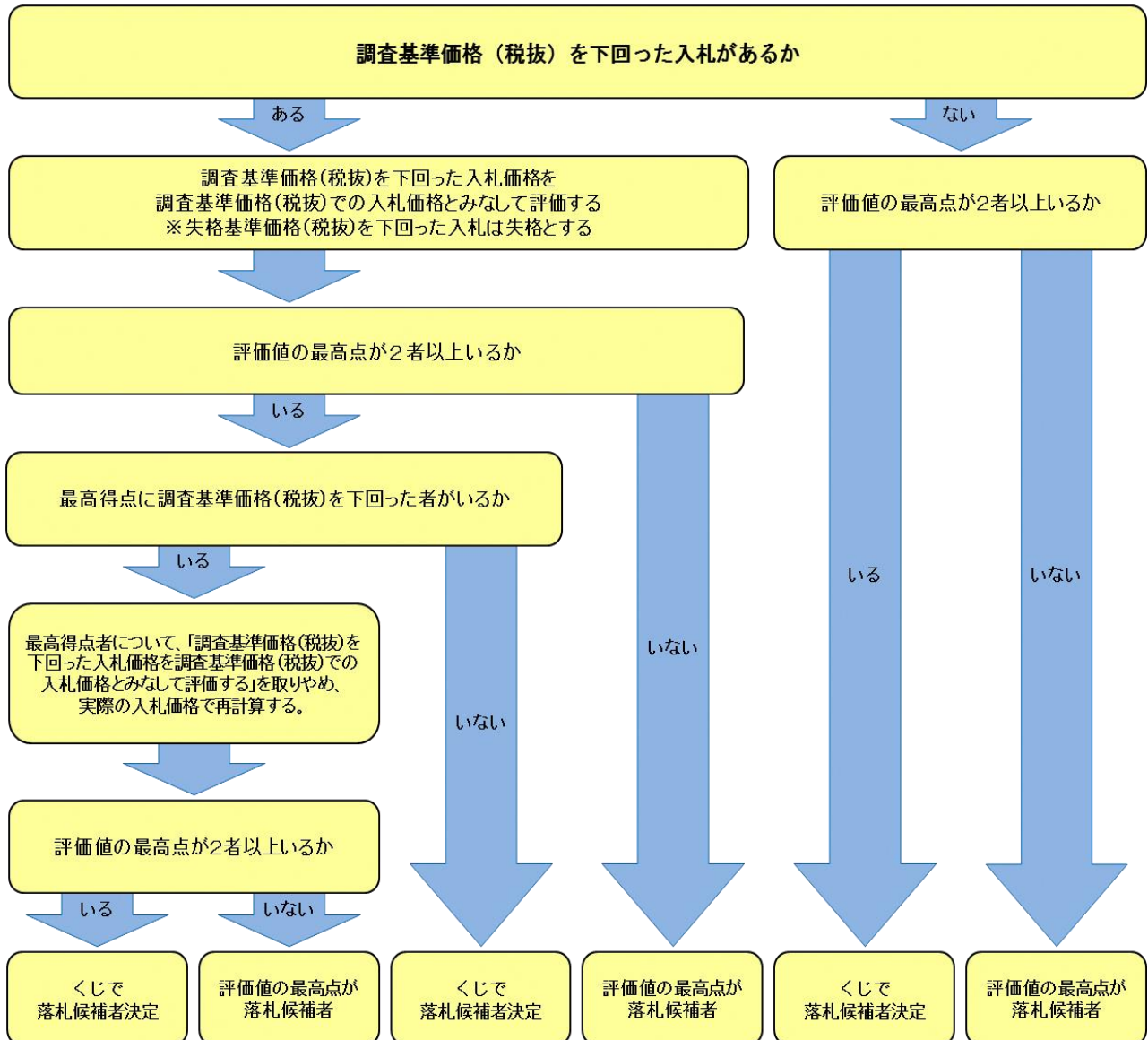
○低入札価格調査制度の適用となった場合の扱い

低入札価格調査制度試行要領により、原則として低入札価格調査対象者が調査通知を受けた日から起算して5日以内に調査票を提出しなければならない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1) において、小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差がついた値とするが、それでも差がつかずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ評価値を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

落札候補者の考え方（フロー図）



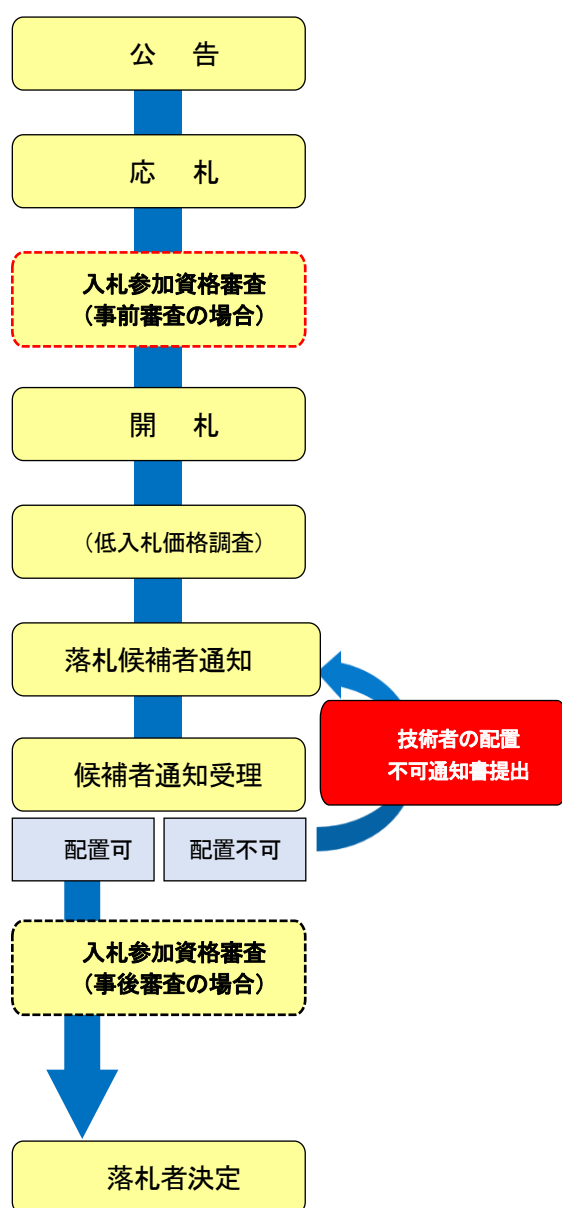
(3) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を通知することができる。（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はない）

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できない。

なお、この取り扱いは、町が施行する総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできない。

＜配置予定技術者に係る配置の概念図＞



【補 則】

○「配置予定技術者に係る配置不可通知書」について

落札候補者通知日の翌日午後5時（閉庁日は除く）までに発注者側契約担当者に通知することにより、当該入札を無効とする。ただし、落札候補者通知の受理が午後3時以降の場合は、2日後の午後5時（閉庁日は除く）までとする。

期限後の通知書は受理しない。

通知期限が短いため電子メール、FAXでも仮提出を認めるが、後日押印のある正本を提出すること。（必ず契約担当者に連絡を入れること）

受注できる場合は、通知する必要はなく（事後審査の場合）入札参加資格審査を行い落札者決定となる。落札者となり契約後に技術者を配置できない場合は、技術資料の内容を満たすことができないものとしてペナルティの対象とする。

(4) 落札者の決定

上記「8(1)～(3)」により決定された落札候補者について、入札参加資格審査等の結果、入札公告に定めた必要な要件をすべて満たし、無効でない入札をした者を落札者とする。

【補 則】

○電子入札共同システム（入札情報公開システム）による入札結果の公開について

摘要の欄において評価値及び技術評価点を公開すること。電子入札共同システムの入札状況登録の際に評価値、技術評価点の入力や修正が可能である。この値は入札情報公開システムの摘要欄に反映され、入札情報公開システムでも修正が可能である。

入札情報公開システム摘要欄の記載方法：

評価値 ●●. ●●● 技術評価点 ●●. ●

※再度入札（2回目）で落札者が決定した場合は、2回目の評価値等を記載する。

※諸々の理由で入札が失格・無効になった場合、摘要欄に下表のとおり入力すること。

審査（調査）の事項	入札情報公開システムの入力規則
事前審査で欠格の場合	参加資格なし
不適正な事項による失格の場合 ・加算点（技術評価点）がマイナスとなった場合 ・契約締結前に虚偽記載が判明した場合	技術評価失格
不適正な事項による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制度による失格が重複	技術評価失格
1／3失格基準による失格の場合	1／3該当失格、技術評価点：●●●
1／3失格基準による失格による失格と予定価格超過 又は低入札価格調査制度による失格が重複	1／3該当失格、技術評価点：●●●
（辞退届がある・ないに関わらず）技術資料の提出があり、入札がない場合	辞退
（辞退届がある・ないに関わらず）技術資料の提出がなく、入札がない場合	辞退
（辞退届がある・ないに関わらず）技術資料の提出がなく、入札のみあった場合	技術資料なし
予定価格超過の場合	予定価格超過、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で失格基準価格未満により失格した場合	低入札（価格失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で数値的判断基準により失格した場合	低入札（数値失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で契約条件により失格した場合（申し出による失格を含む）	低入札（条件失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で基本・詳細調査により失格した場合	低入札（調査失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で工事成績判断基準により失格した場合	低入札（成績失格）、技術評価点：●●●
配置技術者の配置不可通知書の通知を受けた場合	技術者配置無効
事後(ｸﾞﾙｸﾞ)審査で欠格の場合	参加資格なし
一抜けにより無効の場合	一抜け
自己採点申請書が不備の場合 ・自己採点申請書の未提出 ・入札参加者名なし ・工事名等間違い	自己採点申請書不備

○失格基準価格について

電子入札共同システムで理由の欄に失格基準価格（税抜）を入力する。

9 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。
ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。

【補 則】

○発注者が履行について指示するもの

契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、以下のとおりとする。
なお、この指示は契約後直ちに行うものとする。

	履行について指示するもの	指示の内容
①	関係法令・基準等に違反する提案	提案を履行しない。
②	工事目的物等に悪影響を与える可能性がある提案	提案を履行しない。

○履行確認の手順について

① 履行について指示

上記に該当する提案がある場合、監督員は、契約後直ちに、受注者に上記履行について「指示の内容」を書面で指示する

② 様式2「履行確認シート」の作成

受注者は、技術資料に基づき様式2「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付すること。

・監督員は、①で指示した内容の有無などの確認を行う。

③ hによる履行確認

現場代理人は、様式2「履行確認シート」を活用して、評価項目の履行確認を行う。

・履行確認に必要な資料などを整理する。

④ 監督員による履行確認

監督員は、現場代理人が作成した様式2「履行確認シート」及び資料に基づき、履行確認を行う。

・評価項目の履行確認は、現地又は書類で行う。

・監督員は、技術資料の内容が満たされていない場合は、受注者に再度施工又は補修を行うように指示する。

⑤ 様式3「技術資料の履行について」の提出

様式2「履行確認シート」により各評価項目の履行確認が完了した後、受注者は、様式3「技術資料の履行について」を発注者に提出する。

・提案された項目すべての確認が終了した後、様式3の「技術資料の履行について」に様式2「履行確認シート」を添付し、受注者は発注者に提出する。

・工事完成通知受理前に、受発注者間で履行確認を行う。

⑥ 様式4「技術資料の確認結果について」の通知

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の提出を受けた場合は、すみやかに確認を行い、様式4「技術資料の確認結果について」により受注者に通知する。

・履行確認の書類は、工事完成書類の一部として保管する。

10 パナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1、0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（－5点、2項目以上は－10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより「嵐山町の契約に係る入札参加停止等の措置に関する規程」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。

【補 則】

○不服の申出

受注者は、発注者から様式4「技術資料の確認結果について（通知）」により技術資料の履行がされていない旨の通知を受けたときには、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に発注者に不服を申し出ることが出来る。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申し出について」

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、その結果を様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」により通知する。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。受注者は、このことにより嵐山町の契約に係る入札参加停止等の措置に関する規程に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、又は変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

【補 則】

○不服の申出

受注者は、発注者から契約締結後に様式4「技術資料の確認結果について（通知）」（参考資料編）により技術資料に虚偽記載が判明した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に発注者に不服を申し出ることができる。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」（参考資料編）

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」により通知する。

○虚偽記載の例

（１） 契約締結前に、技術資料に虚偽の記載がある場合

評価項目の力「企業倫理や信頼性等」の各評価項目において、法令違反等の行為があったにもかかわらず、技術資料において、法令違反等の行為がない旨の資料を添付若しくは技術資料の添付を行わなかったもの

（２） 契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合

- ・ 本文10（2）技術資料の虚偽記載 イの場合
- ・ 契約締結前に提出された技術資料が、契約締結後に、意図的に虚偽の記載がされたと判明した場合

1 1 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用により、技術資料の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の10の2及び同規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式に識見を有する者の中から、町長があらかじめ学識経験者として委嘱した2人以上の者から会議（オンラインも可）又は個別の面接によるいずれかの方法により意見聴取を行うものとする。

なお、学識経験者の所掌事務は、以下のとおりとする。

- ア 落札者決定基準（ガイドライン含む）について審議し、意見を述べること。
 - イ 個々の工事における落札者決定基準について審議し、意見を述べること。
 - ウ 落札者を決定しようとすることに対し意見を述べること。
- （イの意見聴取において、必要があると判断されたものに限る。）

12 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、ガイドラインに示す。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において、落札者決定後、速やかに以下の事項について情報公開する。

(ア) 業者名

(イ) 各業者の入札価格

(ウ) 各業者の技術評価点

(エ) 各業者の評価値

また、入札に参加した者から、発注者あてに評価状況に関する情報提供依頼があった場合には、自社の評価項目ごとの評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

【補 則】

○情報提供について

落札者決定通知日の翌日から原則7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」による依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供することとする。

【補 則】

○失格・無効になった者への情報提供について

諸々の理由で入札が失格・無効等※になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しないものとし、その旨を入札説明書に明記する。

※諸々の理由で入札が失格・無効等になった例

- ・事前審査で欠格の場合
- ・不適正な事項で失格の場合
- ・技術資料が提出されたが、入札がない場合
- ・技術資料未提出で、入札もない場合
- ・技術資料未提出で、入札のみあった場合
- ・配置予定技術者の配置不可通知を受けた場合
- ・事後（ダイレクト）審査で欠格の場合
- ・一抜けにより無効の場合
- ・自己採点申請書が不備の場合

なお、「予定価格超過」、「低入札価格調査での失格（価格失格、数値失格、条件失格、調査失格、成績失格）」又は「1/3失格基準による失格」の場合においては、技術評価点を公表しているため、評価状況に関する情報提供を行うことができる。

（参考）「8（5）落札者の決定」【補則】を併せて参照のこと。

1 3 その他

総合評価方式の実施に当たり、このガイドラインに記載のない事項は「埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.20」を準用する。

1 4 様式

このガイドラインに基づき総合評価方式を実施する際に使用する様式は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.20 参考資料編」を準用する。